

横浜市庁舎駐車場条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 27 日

横浜市長 中田 宏

横浜市条例第 16 号

横浜市庁舎駐車場条例

(設置)

第 1 条 来庁者及び市民等の利便に資するよう、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場として、庁舎駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

2 駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(供用時間等)

第 2 条 駐車場の供用時間、入出場することができる時間その他のその供用について必要な事項は、規則で定める。

(駐車することができる自動車)

第 3 条 駐車場に駐車することができる自動車は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第 4 条 次に掲げる駐車場の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(1) 駐車場の利用に関すること。

(2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、駐車場の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第5条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(利用料金)

第6条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、1台につき駐車時間30分までごとに300円の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用者は、駐車場から自動車を出場するときに利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第8条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(入場の拒否)

第9条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、駐車場への入場を拒否することができる。

(1) 駐車場の構造上、自動車を駐車することができないとき。

(2) 自動車が発火性又は引火性を有する物品その他の危険な物品を積載しているとき。

(3) 駐車場の施設、設備等を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(禁止行為)

第10条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設、設備等を汚損し、又は損傷すること。

(3) みだりに火気を使用し、又は騒音を発すること。

(4) 前3号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、退場を命ずることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第1条第2項）

名 称	位 置
横浜市市庁舎駐車場	横浜市中区
横浜市鶴見区総合庁舎駐車場	横浜市鶴見区
横浜市神奈川区総合庁舎駐車場	横浜市神奈川区
横浜市西区総合庁舎駐車場	横浜市西区
横浜市中区庁舎駐車場	横浜市中区
横浜市南区総合庁舎駐車場	横浜市南区
横浜市港南区総合庁舎駐車場	横浜市港南区

横浜市保土ヶ谷区総合庁舎駐車場	横浜市保土ヶ谷区
横浜市旭区総合庁舎駐車場	横浜市旭区
横浜市磯子区総合庁舎駐車場	横浜市磯子区
横浜市金沢区総合庁舎駐車場	横浜市金沢区
横浜市港北区総合庁舎駐車場	横浜市港北区
横浜市緑区総合庁舎駐車場	横浜市緑区
横浜市青葉区総合庁舎駐車場	横浜市青葉区
横浜市都筑区総合庁舎駐車場	横浜市都筑区
横浜市戸塚区総合庁舎駐車場	横浜市戸塚区
横浜市栄区庁舎駐車場	横浜市栄区
横浜市泉区総合庁舎駐車場	横浜市泉区